

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金【飲食店】FAQ

(第11期：令和3年8月27日午前0時から令和3年9月13日午前5時 実施)

<特によくあるお問い合わせ>

質問	更新	頁
Q 特 1. 宮城県内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。		1
Q 特 2. 「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請に従う必要がありますか。		1
Q 特 3. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。		2
Q 特 4. パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。		2
Q 特 5. 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を既已取得し掲示していますが、今回改めてポスターを取得する必要はありますか。		2
Q 特 6. 協力金の金額（算定方法）を教えてください。		3
Q 特 7. 第11期分の時短実施看板の期間の記載はどのようにすればよいですか。		3
Q 特 8. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。		4
Q 特 9. 今回の協力金の財源は何ですか。		4
Q 特 10. 協力金の対象となる飲食店を教えてください。	○	5
Q 特 11. 第9期及び第10期の協力金の申請はいつから受付を開始しますか。	○	5

質問	更新	頁
Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。		6
Q2. 申請書はどこでもらえますか。		6
Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。		6
Q4. 協力金の支給要件を教えてください。		6
Q5. 本社は県外にあります。協力金の対象となりますか。		7
Q6. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。		7
Q7. 申請できる施設（店舗）の数に上限はありますか。		7
Q8. 協力金はいつ支給されますか。		7
Q9. 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。		7
Q10. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。		7
Q11. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。		7
Q12. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。		7
Q13. 要請の全期間について応じないと協力金の対象となりませんか。		8
Q14. 酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店が、時短営業ではなく休業した場合、協力金の対象となりますか。		8
Q15. 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。		8
Q16. これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後8時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。		8
Q17. 協力要請期間以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。		8

Q18. 仙台市内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。		9
Q19. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、要請に協力した場合、協力金の対象となりますか。		9
Q20. 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。		9
Q21. 飲食店自身が客の飲食スペースを閉めることができない場合は協力金の対象となりませんか。		9
Q22. 午後8時以降にテイクアウト営業などを行う場合の注意点はありますか。		9
Q23. 今回の要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。(例:午後7時から午後11時⇒午後4時から午後8時など)		9
Q24. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている(更新申請中)が申請できますか。		10
Q25. ひとつの施設(店舗)を共同経営(使用)している場合、それぞれ申請できますか。		10
Q26. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。		10
Q27. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。		10
Q28. ホテル・旅館、フードコート内の飲食店、キッチンカー等は協力金の対象となりますか。		10

Q 特 1. 宮城県内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。

協力金の申請は市町村毎になりますので、同一市町村内で複数店舗を運営している場合には、その市町村内の全対象店舗において要請に全面的に協力していただいた場合に限り協力金を支給します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止という趣旨を踏まえ、宮城県内で複数店舗を運営している場合には、全ての店舗で要請にご協力をお願いします。

例 1	A市：2店舗（2店舗とも協力） B市：1店舗（協力）	⇒	A市に対し2店舗分申請可 B市に対し1店舗分申請可
例 2	A市：2店舗（1店舗のみ協力） B市：1店舗（協力）	⇒	A市への申請不可 B市に対し1店舗分申請可

なお、「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も今回の要請の対象となっておりますので、認証店を含めてすべての飲食店で要請に応じていただくようお願いします。

Q 特 2. 「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請に従う必要がありますか。

「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店も要請の対象となりますので、要請へのご協力をお願いします。

Q 特 3. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。

ポスターの取得には、ポスターの利用規約への同意とチェックリストに定める感染防止対策を実施することが必要です。

具体的には、下記の宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

なお、「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店については、認証店のステッカーでも代用可能です。

不明の点は、宮城県食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ願います。

(022-211-2643。平日午前9時から午後5時まで。)

ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

ホームページ URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>



Q 特 4. パソコンやスマートフォンを持っておらず、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。

県の電子申請システムにより申請してもらうのが原則ですが、協力金の対象事業者については、電子申請システムと同じ内容の申込書を記入してもらい、対策の実施を確認した上で、A4サイズのを2枚渡していますので、県の食と暮らしの安全推進課（行政庁舎13階南側，受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）までお越しになるか、郵送により食と暮らしの安全推進課宛て申込書を送付願います。

Q 特 5. 宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を既に取得し掲示していますが、今回改めてポスターを取得する必要はありますか。

ポスターを既に取得しており掲示している場合は、改めてポスターを申請し取得する必要はありません。以前取得したポスターをそのまま掲示願います。

なお、電子申請が利用できないため県庁への来庁により印刷したポスターを取得した方で、ポスターが破損してしまった等の理由で改めて印刷したものが必要な場合は、恐れ入りますが県の食と暮らしの安全推進課（行政庁舎13階南側，受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）までお越し願います。

Q 特 6. 協力金の金額（算定方法）を教えてください。

協力金の申請は事業者ごとに行いますが、協力金の額は施設（店舗）ごとに算出します。1施設（店舗）あたりの金額（算定方法）は以下のとおりです。

① 中小企業者

- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が100,000円以下の場合
・・・68万円（4万円/日×17日）
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が100,001円～250,000円の場合
・・・（1日当たりの売上高の4割）×17日
- ・前年度又は前々年度の1日当たり売上高が250,001円以上の場合
・・・170万円（10万円/日×17日）

※売上の減少が著しい中小企業者は、②の算定方法を選択することも可能です。

② 大企業

- ・（前年度又は前々年度と比較した今年度の1日当たり売上高の減少額）×4割×17日（上限340万円）

※但し、1日当たりの協力金の上限は20万円となります。

※1日当たりの協力金の単価の算定にあたっては、千円単位に切り上げます。

※支給額算定に用いる売上高は、消費税・地方消費税を除いた金額となります。

※要請期間が短縮された場合には、短縮後の日数に応じて協力金の支給額も変更になります。

※売上高の具体的な算出方法は各市町村のホームページ等で後日発表させていただきます。

Q 特 7. 第11期分の時短実施看板の期間の記載はどのようにすればよいですか。

飲食店にいらっしゃるお客様に対して9月13日午前5時までの時短営業を告知していることが確認できれば、以下のいずれの方法でも問題ありません。

- ① 第10期以前の時短実施看板を手書きで修正し、期間を9月13日までとする。
- ② 第10期分の時短実施看板とは別に、新たに第11期分のものを作成する。
- ③ 新たに過去の要請開始日から9月13日までの時短実施看板を作成する。

また、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は、上記期間に加え、「終日酒類又はカラオケ設備の提供を停止している」旨も記載してください。

Q 特 8. 国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」と今回の協力金を併給することは可能ですか。

今回の要請に係る協力金の支給にあたっては、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」の受給の有無は問いません。

しかし、国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」については、都道府県・市町村が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して措置している協力金とは併給できない場合がありますので、詳細については下記の相談窓口にお問い合わせをお願いします。

一時支援金及び月次支援金相談窓口・申請サポート会場電話予約窓口

【電話：0120-211-240（受付時間：8:30～19:00）】

一時支援金申請サポート会場 仙台市青葉区春日町7-32 パセオビル3F

国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」及び「月次支援金」の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

【一時支援金】https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html

【月次支援金】https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html

Q 特 9. 今回の協力金の財源は何ですか。

本県における今回の要請に係る協力金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の「協力要請推進枠」及び県の独自財源を用いて支給しております（過去の協力金も全て同様です）。

Q 特 10. 協力金の対象となる飲食店を教えてください。

協力金の対象・対象外となる飲食店については以下のとおりです。

		休業した場合	時短営業した場合（午前5時～午後8時）	要請に従わない場合
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店	昼営業のみの飲食店（※1）	○ 協力金の対象	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外
	夜営業を行う飲食店（※2）	○ 協力金の対象	△ 酒類・カラオケ設備の提供を停止すれば協力金の対象	× 協力金の対象外
上記以外の飲食店	昼営業のみの飲食店（※1）	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外	× 協力金の対象外
	夜営業を行う飲食店（※2）	○ 協力金の対象	○ 協力金の対象	× 協力金の対象外

※1 従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している飲食店

※2 従前より午後8時から午前5時の間に営業している飲食店

※ 宅配・テイクアウト等は要請の対象外ですので、要請期間中も行っていただいて構いません。（協力金の支給要件に影響しません）

※ 第10期では、食品衛生法の営業許可を取得し、従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している飲食店は協力金の対象外としておりましたが、第11期では、食品衛生法の営業許可を取得し、従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している飲食店のうち、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店は休業した場合には、協力金の対象となります。

Q 特 11. 第9期及び第10期の協力金の申請はいつから受付を開始しますか。

第9期（仙台市のみ：8月17日～8月19日）及び第10期（宮城県内全域：8月20日～8月26日）の協力金の申請受付については、第11期と併せて、各市町村で準備中です。準備が整い次第、各市町村のホームページ等で公表予定ですので、お待ちしております。

Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。

協力金の申請は、要請期間終了後に各市町村で受け付けます。申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q2. 申請書はどこでもらえますか。

申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。

申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q4. 協力金の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

【対象期間】 令和3年8月27日（金）午前0時から

令和3年9月13日（月）午前5時まで

【対象施設】 食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設（宅配・テイクアウト等を除く）

A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店

B. A以外の飲食店

【対象区域】 宮城県内全域

【要請内容】

A. 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店

→休業（酒類又はカラオケの提供を取り止める場合は時短営業も可能）

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業しているAの店舗は休業した場合のみ協力金の対象となります。

B. A以外の飲食店

→午前5時から午後8時までの営業時間短縮

※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業しているBの店舗は協力金の対象外です。

【その他】

①営業に当たり、ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底しており、宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること（「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」の認証店については、認証店のステッカーでも代用可能です）。

②対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること。
※なお、過去の協力要請に応じていなくても、今回の協力要請期間中、協力要請に全面的にご協力いただいた場合、交付要件の全てを満たしていれば、今回の協力金の支給対象となります。

Q5. 本社は県外にありますか、協力金の対象となりますか。

対象区域に対象施設（店舗）を有し、感染防止対策を含め、協力要請に全面的にご協力いただいた場合には、対象になります。

Q6. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業主は、協力金の対象となりますか。

食品衛生法の営業許可を取得している飲食店を運営するなど要件を満たせば、協力金の対象となります。

Q7. 申請できる施設（店舗）の数に上限はありますか。

上限はありません。

Q8. 協力金はいつ支給されますか。

支給日は未定です。申請の受付開始日や申請書類等は、各市町村のホームページ等をご覧ください。

Q9. 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。

酒類を提供していない飲食店についても、通常、午後8時から午前5時の間に営業している飲食店が、休業又は時短営業を行った場合は、協力金の対象となります。

Q10. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。

食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店のうち、従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している店舗は、休業した場合のみ協力金の対象となります。従前より午後8時から午前5時までの間に営業している店舗は、休業又は終日、酒類・カラオケ設備の提供を停止した場合には、協力金の対象となります。

なお、食品衛生法上の営業許可を取得していないカラオケ店については、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【大規模施設等】の対象となる場合がありますので、支給要件等については、そちらを確認ください。

Q11. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

今回の要請の対象となる店舗で、店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、今回の要請に対応したことにならず、協力金の対象となりません。

Q12. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので、今回の要請の対象外となるため、協力金の対象となりません。

Q13. 要請の全期間について、応じないと協力金の対象となりませんか。

要請の全期間について「休業」又は、「酒類・カラオケ設備を提供せずに、午前5時から午後8時までの営業時間短縮」に協力した場合に限り協力金の対象となります。

Q14. 酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店が、時短営業ではなく休業した場合、協力金の対象となりますか。

酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店で、従前より午後8時から午前5時の間に営業している飲食店が、休業した場合には、協力金の対象となります。

しかし、酒類又はカラオケ設備を提供していない飲食店で、従前より午前5時から午後8時までの範囲内で営業している飲食店は、要請の対象外となるため、休業した場合でも協力金の対象とはなりません。

Q15. 午後8時を超えて営業している店舗が、午後8時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

今回の要請の対象となる店舗で、酒類又はカラオケ設備の提供を停止し、午後8時から午前5時の間、店内営業を行っていないければ、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。(Q22 参照)

Q16. これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後8時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

休業又は酒類・カラオケ設備の提供を停止し、午前5時から午後8時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ終日取り止めたとしても、協力金の対象とはなりません。

Q17. 協力要請期間以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前から、今回の要請対象の飲食店を営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前午後8時から翌朝5時を含む時間帯に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症対策とは関係ない時短営業又は休業の場合は対象外となります。

Q18. 宮城県内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

宮城県内に複数店舗を有している場合、同一市町村内の要請の対象となる全ての店舗について、要請にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請に当たっては、要請に応じた店舗を一括して申請していただく予定です。(Q特1参照)

Q19. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、要請に協力した場合、協力金の対象となりますか。

令和3年8月26日以前から要請の対象となる店舗をオープンし、営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q20. 午後8時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

午後8時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後8時に閉店できるようにラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

Q21. 飲食店自身が客の飲食スペースを閉めることができない場合は協力金の対象となりませんか。

店舗の貸主など権限を有する方が飲食スペースを閉めた場合は、協力金の対象となります。

Q22. 午後8時以降にテイクアウト営業などを行う場合の注意点はありますか。

午後8時以降も店内営業を継続していると誤解されることのないよう、テイクアウト客が飲食スペースに立ち入らないように動線を分けたり、テイクアウトした商品の店内飲食を禁止する旨の案内を行うなど、店内に客がいない状態を確保するようにしてください。飲食店が物販も行っている場合も同様です。

Q23. 今回の要請に応じて午後8時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。

(例：午後7時から午後11時⇒午後4時から午後8時など)

全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、今回の要請の対象となる店舗で午後8時から午前5時までの間に営業を行わず、終日酒類・カラオケ設備の提供を停止すれば、協力金の対象となります。

Q24. 飲食店営業許可証の有効期限が切れている（更新申請中）が申請できますか。

申請できません。なお、現在更新中の場合には、要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q25. ひとつの施設（店舗）を共同経営（使用）している場合、それぞれ申請できますか。

原則としてひとつの施設（店舗）に対して1申請となるため、双方協議の上、どちらか一方の運営者が申請してください。

ただし、それぞれが個別に営業許可証を取得して、異なる曜日・時間で屋号や業種をわけて営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。

Q26. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。

令和3年8月27日の午前0時から令和3年9月13日の午前5時までの期間、毎日（17営業日）、休業又は酒類・カラオケ設備の提供を終日停止し、午前5時から午後8時の範囲で営業を行っていただければ対象となります。

Q27. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか。

入手に時間がかかるなどの理由から要請期間開始時までに掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、早めの取得をお願いします。おそくとも申請時点において掲示されていることが条件となります。

Q28. ホテル・旅館、フードコート内の飲食店、キッチンカー等は協力金の対象となりますか。

ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は原則対象となります。

キッチンカーは、原則、対象外となりますが、例外として対象となる場合があります。富県宮城推進室（電話：022-211-2792）までお問い合わせください。詳細については、別表を御確認ください。

別表（Q28関係）

協力金の支給対象確認表

店舗の形態	協力金の対象	対象・対象外となる理由等
ホテル・旅館（ホテル・旅館内の飲食店含む）	○	原則、対象。ただし、共有の飲食スペースがない場合は対象外。
フードコート内の飲食店	○	原則、対象（時短要請に応じて飲食スペースも閉鎖している場合）。
スーパーやコンビニでイートインスペースがある店舗	×	物販店舗であり、飲食物の提供を行う飲食店ではないので対象外。
キッチンカー	× (△)	客が入る飲食スペースを有していないため、テイクアウトや物販店舗と同様に対象外。 ただし、次に該当する場合は、対象となる可能性があります。 ①契約等に基づき使用権限を有するイートインスペースがある。 ②要請前日以前から開業しており、要請期間において、対象区域で道路の占有許可等により常設され施設性を有することが確認できる。
テイクアウト	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。
デリバリー	×	客が入る飲食スペースを有していないため対象外。